

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和6年度 農管 第2号		
2	工 事 名	八代南部排水機場3号ポンプ設備復旧工事		
3	工 事 場 所	八代市日奈久新開町		
4	工 種	ポンプ設備復旧工事		
5	工 事 概 要	排水ポンプ設備(口径2,000mm、10m³/s、3.4m)一式の復旧		
6	契 約 金 額	¥131,780,000		
7	契 約 日	令和6年10月17日		
8	工 事 期 間	令和7年10月18日	～	令和7年3月31日
9	請 負 業 者	住 所	福岡市中央区渡辺通2-1-82	
		商 号 又 は 名 称	(株)西島製作所 九州支店	
		代 表 者	支店長 牧野博隆	
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由			
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
	八代南部排水機場は、受益面積900haとする地域の湛水防除を担う排水機場(ポンプ4台、40m³/s)である。 本工事は、八代南部排水機場で発生した突発事故により、稼働できなくなった3号ポンプ設備の復旧工事を行うものであり、令和7年の出水期までの復旧を要するものである。 故障した対象設備は主ポンプ及び減速機、遠心クラッチといったポンプ設備のメインとなる設備である。復旧にあたり、交換が必要な機器や部品については新品へ交換し、再利用できる部品については整備のうえ再利用とするため、精密な検査体制が整備されたポンプ設備メーカーの工場で既設部品を検査のうえ、早急に修繕計画(部品の調達・製作等)や再発防止策(部品の改良等)を維持管理者(所管課)へ提案し、復旧工事を実施する特殊な業務である。 故に、当該ポンプ設備を施工(製造)していない事業者は、当該ポンプ設備の設計内容を詳細に把握していないことから、部品の製造・整備及び本復旧工事ができない。 さらに、当該ポンプ設備を施工(製造)した事業者でなければ、機能保証が受けられず、突発的なポンプ設備の故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。大雨時にもかかわらず排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。 以上の理由により、本件は、施工(製造)業者にしかできない特殊な業務及び特定の者でなければ納入することのできないものとなり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該ポンプ設備を施工(製造)した株式会社西島製作所九州支店と随意契約を行うものである。			

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|---|---|-----------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 農管 第1号 | |
| 2 | 工 事 名 | 昭和第二排水機場2号エンジン整備工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市昭和同仁町 | |
| 4 | 工 種 | 用排水ポンプ設備工事 | |
| 5 | 工 事 概 要 | 据付より30年以上経過しており、各部品からの漏油や燃焼不良等の機能低下が見受けられるため、分解整備(F整備)等を行うもの。 | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥11,308,770 | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年10月25日 | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年10月28日 | ～ 令和7年3月14日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 福岡市東区多の津2-3-1 |
| | | 商 号 又 は 名 称 | ダイハツディーゼル西日本(株) |
| | | 代 表 者 | 代表取締役社長 三浦雄一郎 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | <p>昭和第二排水機場は八代市北部地区にある農用地の湛水防除を目的とした施設であり、指定流域内にある排水路から流れてくる水を潮遊池に集め、排水ポンプで強制的に海に排水を行っています。本件は、昭和第二排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、機器を分解した上で、内部部品の調査点検を行い、故障及び能力が低下した部品の交換・整備を実施するものである。</p> <p>ディーゼルエンジンが故障した場合、大雨時に排水ポンプの運転ができず、農用地が浸水及び湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>なお、分解・整備についてはメーカー指定工場でなければ不可能なものであり、ダイハツディーゼル西日本株式会社以外と契約した場合はディーゼルエンジンの分解・整備を行うことができないため、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、ダイハツディーゼル製品の燃料噴射ポンプを分解・整備可能である指定工場を有するダイハツディーゼル西日本株式会社と随意契約するものである。</p> | | |
| | <p>※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。</p> | | |